

Title	主観のれん説の総合的検討 - 資産の評価規約 (1) -
Sub Title	
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2006
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.49, No.1 (2006. 4) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	今日の会計実践においては、資産評価に関しては、取得原価、時価、増価（償却原価）の三者が併存しているが、問題は、その理論的根拠である。その説明理論としては、我が国においてもっとも知られているのは、おそらく斎藤静樹等によって提唱されている主観のれん説であろう。企業価値評価に対する関心の高まりもあってのことか、この学説が、普及している。しかし、それにもかかわらず、この学説の妥当性は、明確に論証されているわけではないのである。主観のれん説の記述がきわめて簡略なので、その全体像の把握は困難であるが、直観的には、独断が多いことおよび論理的飛躍が多いことからして、はたして理論的に成立し得るのか、というのが筆者の率直な印象であった。そこで、その総合的な検討を思い立ち、第1シリーズ「その概要（1）～（3）」（『三田商学研究』第46巻第4号～第6号）、および第2シリーズ「収益・利得の認識規約（1）～（4）」（『三田商学研究』第47巻第2号、第4号～第6号）を公表した。結論的には、筆者の直観は、妥当であったように筆者には思われるのである。そこで、そうした筆者の考えをさらに明らかにすべく、第3シリーズ「資産の評価規約」を纏めたわけである。現在の目論見では、4回にわたって、主観のれん説における資産の評価規約の理論的混乱を筆者なりに明らかにする予定であるが、本稿は、その第1回として、主観のれん説における資産評価規約の概要とその理論的問題点とをIにおいて整理したうえで、IIにおいて、主観のれん説で説かれている事業資産の取得原価評価の理論的根拠を批判的に検討することとしたい。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20060400-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20060400-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 主観のれん説の総合的検討

— 資産の評価規約（1） —

笠井昭次

### <要約>

今日の会計実践においては、資産評価に関しては、取得原価、時価、増価（償却原価）の三者が併存しているが、問題は、その理論的根拠である。その説明理論としては、我が国においてもっとも知られているのは、おそらく斎藤静樹等によって提唱されている主観のれん説であろう。企業価値評価に対する関心の高まりもあってのことか、この学説が、普及している。しかし、それにもかかわらず、この学説の妥当性は、明確に論証されているわけではないのである。主観のれん説の記述がきわめて簡略なので、その全体像の把握は困難であるが、直観的には、独断が多いことおよび論理的飛躍が多いことからして、はたして理論的に成立し得るのか、というのが筆者の率直な印象であった。そこで、その総合的な検討を思い立ち、第1シリーズ「その概要（1）～（3）」（『三田商学研究』第46巻第4号～第6号）、および第2シリーズ「収益・利得の認識規約（1）～（4）」（『三田商学研究』第47巻第2号、第4号～第6号）を公表した。結論的には、筆者の直観は、妥当であったように筆者には思われるのである。

そこで、そうした筆者の考えをさらに明らかにすべく、第3シリーズ「資産の評価規約」を纏めたわけである。現在の目論見では、4回にわたって、主観のれん説における資産の評価規約の理論的混乱を筆者なりに明らかにする予定であるが、本稿は、その第1回として、主観のれん説における資産評価規約の概要とその理論的問題点をIにおいて整理したうえで、IIにおいて、主観のれん説で説かれている事業資産の取得原価評価の理論的根拠を批判的に検討することとしたい。

### <キーワード>

事業資産、金融資産、割引現在価値、取得原価、売却時価、償却原価、事業制約性、事業非制約性、売却時価の原理的妥当性、売却時価の一般的適用性の否定、事前の期待の事後の事実による確認、売買目的有価証券、満期保有目的有価証券、その他の有価証券、事業資産・金融資産分類、配分・評価スキーム、入帳規約

## I 資産評価規約の概要およびその論点

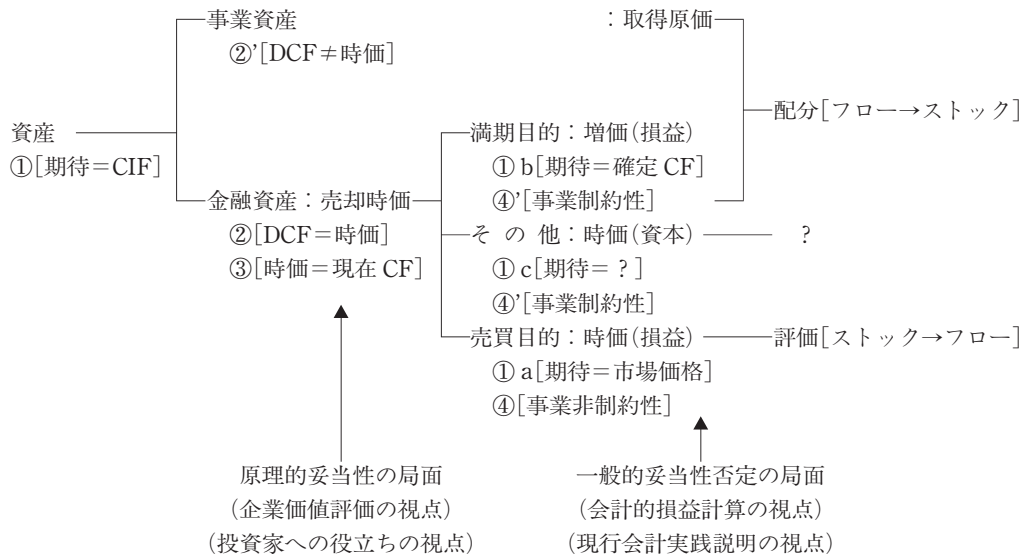
主観のれん説の対象理論上の特質は、評価基準の多様性を前提としつつ、それらを実現概念だけで首尾一貫して説明しようとした点にあるとあってよいであろう。しかし、実現概念だけによ

る首尾一貫した説明という特質については、拙稿「主観のれん説の総合的検討——収益・利得の認識規約（1）～（4）——」（『三田商学研究』第47巻第2号，第4号～第6号）での検討結果によれば，その合理的な説明に主観のれん説は失敗している。すなわち，事業資産に関する実現の概念規定についても，その実現概念の金融資産への援用についても，理論的に破綻していると言わざるを得ない。そのことを念頭において，本稿では，多様な評価基準の合理的説明の側面を取り上げる。

主観のれん説においては，取得原価・時価・増価（いわゆる償却原価）の複数の評価が認められているのであるが，それらの評価規約は，はたして合理的に説明されているのであろうか。主観のれん説の主張は，この点についてもまた，筆者にはきわめて晦渋であり，その主張の道筋を辿ること自体，けっして容易ではなかったと言わなければならない。そのため，やむを得ず，筆者の推察をまじえざるを得なかったこともある。以下の検討において，その点には，くれぐれも留意されたい。

それはともかく，このIにおいては，「主観のれん説の総合的検討——その概要（1）（2）」（『三田商学研究』第46巻第4号・第5号）で論述した主観のれん説の資産評価規約を要約すると共に，その問題点を整理する。そして，それに従って，II以下において，それらの問題点を理論的に検討することとしたい。しかし，それに先立ち，主観のれん説の評価規約の全体像を掲げておくことにしたい（DCF：割引現在価値，CIF：キャッシュインフロー，CF：キャッシュフロー）。

〈図表1〉



### (1) 事業資産の評価規約

まず事業資産の評価規約であるが，そこでは，取得原価による評価しか予定されていないので，そのかぎりでは，簡明である。しかし，結論が簡明だからと言って，その評価規約が合理的であ

るとは限らない。伝統的会計理論の貨幣性資産・費用性資産分類における、費用性資産の取得原価には十分に合理性が認められるのであるが、しかし、貨幣性資産・費用性資産分類と事業資産・金融資産分類とは、その区分のメルクマール、さらには区分の発想そのものが、根本的に異なっている。それなのに、事業資産につき、費用性資産の評価規約をそのまま援用することなど、そもそも可能なのであろうか。その点に関しても、合理的に説明されているとは言い難い。結論的には、事業資産の取得原価評価が、主観のれん説の論理から導出されるなどとは筆者にはとうてい思われぬ。そこで、主観のれん説の評価規約に関しては、まず「事業資産の取得原価評価の理論的根拠」が究明されなくてはならないのである。

## (2) 金融資産の評価規約

次に金融資産であるが、評価規約としては、むしろ、このほうが問題になろう。というのは、その評価規約が著しく複雑だからである。すなわち、そこでは、評価にしても、時価のみならず増価（一般的には、償却原価と言われているが、その用語は、けっして妥当な名辞ではない。しかし、斎藤がもっぱらこの用語を用いているので、以下では、償却原価という用語を用いることにする）も認められているし、さらに、時価評価差額にしても、損益となる場合もあれば未実現損益として資本項目になる場合もある。しかも、それらの識別に関する説明に、必ずしも首尾一貫した論理が貫徹しておらず、したがって、きわめて難解なのである。その難解さの典型は、金融資産の時価評価に関する原理的妥当性と一般的適用性との乖離という論理であろう。この点につき、斎藤は、次のように述べている（斎藤 [1995b] 17~18ページ、傍点は笠井）。

金融資産の時価評価とそれに伴う会計上の損益認識は、目的を企業成果の測定と評価に限れば、原理的に意味をもつ方法とみられるのである。

問題は、その原則に、どれほどの一般性を認めてよいかである。保有する金融資産に生じた市場価格の変動が、いつでも、投資の成果となるかどうか、その点をよく検討してみる必要がある。

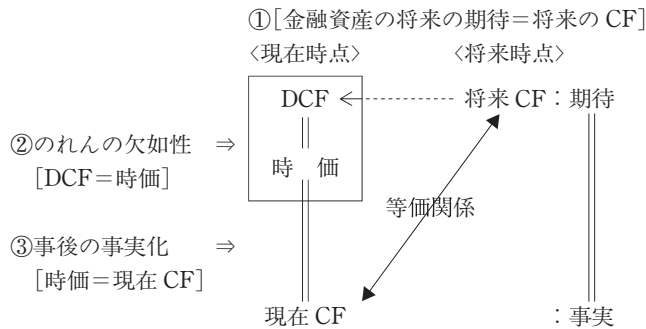
この表現によるかぎり、金融資産（市場性ある金融資産）の時価評価と評価差額の損益認識とが原理的には認められつつ、しかし、他方で、その一般的適用性は否定されているのである。かくして、本来の金融資産にのみ、その原理的評価規約の適用が認められ、非本来の金融資産は、別の評価規約に服することになるのである。そこで、時価評価の原理的妥当性の局面とその一般適用が否定された局面とに分けて、それぞれにおける評価規約についてみておこう。

### (i) 時価評価の原理的妥当性の局面における評価規約

この原理的妥当性と一般的適用性の否定という論法は、筆者には理解し難いが、両者の関係についても説明は、ほとんどなされていないのである。したがって、当面、そのふたつの局面をそれぞれの論理に従って別個に検討せざるを得ない。まず金融資産の時価評価（およびその評価差

額の損益認識)の原理的妥当性という局面を検討しよう。その局面で時価評価が原理的に妥当であるとみなされた論理は、おそらく次のように纏められるであろう(ただし、CF=キャッシュフロー、DCF=割引現在価値)。

〈図表2〉

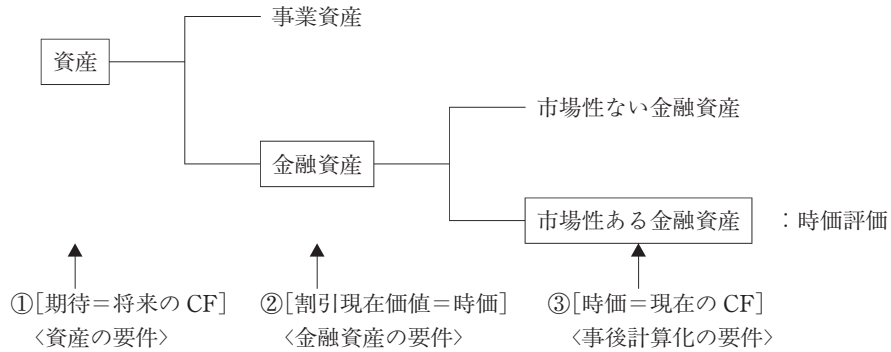


つまり、金融投資は、金融資産から得られる将来のキャッシュフローの獲得を企図して行なわれるものであるから、金融資産の特質のひとつは、① [将来の期待=将来のキャッシュフロー]ということになる。しかし、この点では、事業投資と異なるところはないが、金融資産の場合には、主観のれんがないので、② [(将来のキャッシュフローの) 割引現在価値=売却時価]という特質が導出される。この点、主観のれんがあるために、②' [(将来のキャッシュフローの) 割引現在価値≠売却時価]となる事業資産とは、根本的に異なっているわけである。それはともかく、市場性ある金融資産の場合、斎藤によれば、その売却時価は、現在キャッシュフローに等しいと理解されているようである。ここに、③ [時価=現在キャッシュフロー]という特質が、導かれるようである。そして、この現在キャッシュフローと将来キャッシュフローとは、選択上無差別であると考えれば、等価関係にあるとみてもよいことになろう。つまり、将来のキャッシュフローという期待は、売却時価を媒介として、既に現在のキャッシュフローという事実になっていると斎藤は理解しているようである。したがって、金融資産(市場性ある金融資産)は、会計という事後計算においても、単に期待だけではなく事後の事実をも表現している売却時価で評価されるということのようである。

以上を、資産概念の階層関係のなかでみれば、図表3のようになる。

図表3における市場性ある金融資産とは、現実の保有意図とは無関係に、売ろうと思えば売ることができ、その時価額だけのキャッシュフローを獲得できる資産ということであろう。したがって、そこには、多種多様な目的のもとに投資された有価証券が含まれている。すなわち、いわゆる売買目的有価証券のみならず、満期まで保有する目的の割引債、あるいは実質的には売却することに制約のあるその他の有価証券も含まれているとみてよいであろう。したがって、取得した金融資産自体が、キャッシュであるとは思われない。この図表によるかぎり、金融資産の時価評価の根拠は、キャッシュ自体を取得したことではなく、売れば売ることのできる点に(つまりキャッシュ化しようとするれば、キャッシュ化できる点に)求められているのではないだろうか。

〈図表 3〉



主観のれん説のここでの主張を以上のように整理すれば、その時価評価が、金融資産の保有目的には一切無関係なことに留意すべきである。ここでの主観のれん説によるかぎり、そのように理解せざるを得ないであろう。

それはともかく、時価評価の原理的妥当性とは、この図表における金融資産（市場性ある金融資産）の要件①②③を充たした場合には、時価評価が是認されるということなのではないだろうか。そうであれば、市場性ある金融資産の時価評価が原理的に妥当であると言えるためには、この要件の妥当性が問われなければならないことになる。ここでは、③の要件に関する疑念を取り上げよう。すなわち、いくら市場があるからといって、その売却時価が現在のキャッシュフロー自体を意味していると言えるのであろうか。

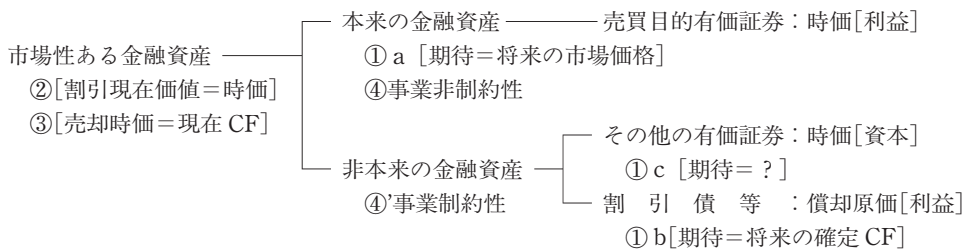
その点で、主観のれん説における③ [時価=現在のCF] という要件の実質的含意、つまり事後的にキャッシュフローになっている、ということの実質的含意が、必ずしも定かではないのである。すなわち、ここでの市場性ある有価証券には、満期保有目的有価証券およびその他の有価証券などが含まれているらしいので、市場性ある金融資産そのものが、時価額だけキャッシュになっているとは思われない。そうであれば、それが事後的な事実としてのキャッシュであると言い得るためには、売却抑制などが必要になってくる可能性があるようにも思われるのである。したがって、その点を検討する必要があるわけである。かくして、原理的妥当性の局面に関しては、ロ「市場性ある金融資産の時価評価の理論的根拠」を取り上げなければならない。

#### (ii) 時価評価の一般的適用性否定の局面における評価規約

次に金融資産の時価評価の一般的適用性が否定された局面に関する問題点を検討しよう。金融資産の時価評価は、斎藤によれば、原理的妥当性をもっているにもかかわらず、その一般的適用は否定され、「いつでも時価で換金できる市場があり、しかも換金に事業上の制約がない金融資産」(斎藤 [1999b] 107ページ) に限定されるのである。かくして、④事業非制約性という特質を具える本来の金融資産だけが、売却時価で評価されるのである。それに対して、④'事業制約性という特質を具えた非本来の金融資産は、別の測定規約に服するわけである。すなわち、いわゆ

るその他の有価証券については、時価で評価されこそすれ、その評価差額は資本項目となるのに対し、満期保有目的有価証券については、時価評価自体が否定され、償却原価による評価となるのである。このように、一般的適用性の否定の局面では、こうした保有目的が導入されるのであるが、それと表裏の関係において、資産評価の枠組が、事業資産・金融資産分類から配分・評価スキームに転換しているようである。そして、それに伴って、将来の期待が、売買目的有価証券の場合には、①a 将来の市場価格に、また満期保有目的有価証券の場合には①b 将来の確定キャッシュフローに変質しているように思われる。以上を示せば、次のようになる。

〈図表4〉



ここでは、(本来の金融資産およびその他の有価証券の)時価評価の根拠、および(満期保有目的の有価証券の)償却原価の理論的根拠が問われなければならない。

そこで、本来の金融資産つまり売買目的有価証券の時価評価の根拠からみてみよう。その4個の要件のうち、①a [期待=将来の市場価格] および④事業非制約性につき、問題なしとしない。まず④であるが、既に実現概念のところでもみたように、斎藤によれば、この要件によって、売買目的有価証券は、それ自体がキャッシュとなるようである。斎藤は、例えば「事業に拘束されない金融資産は、事業成果をとらえるときには現金同等物と変わらないはずである」(斎藤[1999b] 48ページ)と述べている。しかしながら、換金に事業上の制約がないということは、何時いかなる時でも、自由に換金が可能あるいは容易であるということであろう。しかし、換金に制約がないと(自由な換金が可能あるいは容易であると)、なぜ、当該財(売買目的有価証券)自体がキャッシュとなるのであろうか。「換金に制約がない」(「何時でも自由に金(キャッシュ)に換えることが可能あるいは容易である」)という表現自体、実は、売買目的有価証券は、それ自体としては、金(キャッシュ)ではないということを含意しているのではないだろうか。キャッシュへの転換がいかに即座に可能であるとしても、換金のプロセスがあるいじょう、売買目的有価証券それ自体は、本質的には、キャッシュではないのではないだろうか。

もちろん、キャッシュへの転換が即座に可能であるがゆえに、キャッシュと同じような機能を果たし得る場合、例えば資金といった上位概念を設定して、それらを包括することは理論的に可能であろう。しかし、キャッシュへの転換容易性ということそれ自体によって、その財(売買目的有価証券)をキャッシュそのものとみなしてしまうのは、いかにも乱暴な話である。

そのように考えれば、④の要件によって、売買目的有価証券を時価評価してよいとまでは言えないであろう。したがって、この点を究明する必要があるのである。

次に① a の要件 [期待=将来の市場価格] であるが、一般的適用性の否定というこの局面においては、事業資産・金融資産分類における要件① [将来の期待=将来のキャッシュフロー] は、① a 「期待=将来の市場価格」と① b [将来の期待=将来の確定したキャッシュフロー] とに二分され、前者は売買目的有価証券に、そして後者は満期保有目的有価証券に該当するということのようにある。つまり、売買目的有価証券について言えば、将来の期待は、どうやら、① 「将来のキャッシュフロー」から① a 「期待=将来の市場価格」へと変質してしまっているようなのである。つまり、主観のれん説は、この局面では、この売買目的有価証券を、投機的利益の獲得（市場価格の変動損益の獲得）を企図しているとみなしているように思われる。そこで、ここでは、その視点から、売買目的有価証券の評価を考えてみよう。

その場合には、売買目的の有価証券については、購入時点に見積もられたキャッシュフローの獲得ではなく、将来における売却時価の高騰を期待して（つまり、売却時価差額という利得を期待して）、投資（購入）されたということになるのではないだろうか。例えば a 時点で、時価100の有価証券を購入したとすると、その時価100は、a 時点で予測された配当流列・処分価格をその時点の利率で割り引いた数値ではあるが、売買目的の有価証券を購入したのは、その a 時点で予測された配当流列・処分価格を獲得するためではないであろう（それが該当するのは、その報酬が配当ではなく利子である、という違いはあるが、満期まで保有する目的の割引債等であろう）。そうではなく、例えば b 時点で時価が154になることを期待してのことであろう。その場合の期待時価154は、a 時点における期待キャッシュフローとはまったく無関係に、当該予測者が b 時点で想定する平均的な期待キャッシュフロー（配当流列・処分価格）を、当該予測者が想定する b 時点の利率を用いて割り引いた数値なのではないだろうか。つまり、将来の市場価格を将来の期待とした場合にも、将来のキャッシュフローに無関係ではなく、ただ、キャッシュフローの流列にしても、利率にしても、将来の b 時点において改訂されたものとみるわけである。

このように、将来の期待を「将来の市場価格」とするということは、購入時のキャッシュフローと利率ではなく、将来時点においてキャッシュフローおよび利率を改訂することを想定し、それが市場価格に反映することを前提としているわけである。

以上のように考えれば、投機的利益の獲得を想定するかぎり、有価証券における将来の期待とは、将来の市場価格（将来時点における改訂された平均的な期待キャッシュフローの予測を改定された利率に基づいて割り引いた数値）でなければならない。

そのように、将来時点において、将来キャッシュフローが改訂されるとなると、その改訂期待キャッシュフローを購入時点にまで割り引いた割引現在価値と購入時点の売却時価とは、乖離が生ずる。上例で言うと、b 時点における期待市場価格154は、その時点で改訂された将来の配当流列・処分価格を b 時点まで割り引いた数値に他ならないが、それを a 時点まで割り引いた割引現在価値は、キャッシュフローが改訂されているいじょう、売却時価100と、必ずしも一致しない。例えば、a 時点と b 時点との時間的間隔が1年であり、かつその間資本コストが変わらずに10%であるとすれば、a 時点における将来の期待は、 $140 (=154/1.1)$  になる。したがって、a 時点における将来の期待140と現在の市場価格100とは乖離が生じ、かくして、ある種の主観のれ



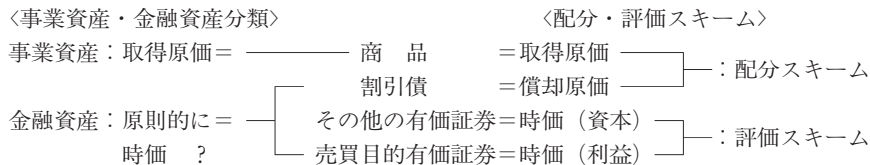
んが生ずることになってしまう。つまり、[割引現在価値≠売却時価]となり、②の要件が成立しないことになってしまうのである。したがって、主観のれん説における売買目的有価証券の時価評価の理論的根拠のひとつが② [割引現在価値=売却時価]にあるいじょう、この要件が成立しないとなると、主観のれん説の主張は、理論的に瓦解してしまうのである。したがって、将来の期待に関する① a の要件についても、改めて、吟味しなければならないわけである。

かくして、一般的適用性否定の局面において、ハ「本来の金融資産の時価評価の理論的根拠」が、ひとつの論点となるのである。

同様に、ニ「その他の有価証券の時価評価の根拠」についても、検討の余地がある。なぜなら、図表4から明らかなように、その他の有価証券は、非本来の金融資産に属しており、したがって、④事業非制約性という要件を充たしていないからである。

しかしながら、非本来の金融資産についてもっとも重要なのは、割引債等の満期保有目的有価証券に関する償却原価の理論的根拠であろう。つまり、原理的妥当性の局面でみたように、金融資産というカテゴリーそれ自体の論理からすれば、市場があるかぎり、本来、時価評価になるもののである。そのことを逆から言えば、償却原価というのは、金融資産という概念そのものからは、出てこないということである。現に、斎藤において、この償却原価が認められるのは、配分・評価というスキームにおける配分という概念によってのようなのである。そうであれば、主観のれん説においては、資産評価につき、事業資産・金融資産と配分・評価スキームというふたつの異なる規準があるのであろうか。それを示せば、次のようになる。

〈図表5〉



以上のように、割引債等の満期保有目的の有価証券に関する償却原価評価の理論的根拠は、どうやら、その金融資産という性質によってではなく、配分スキーム資産という性格規定にあるようなのである。そうであれば、そもそも、事業資産・金融資産という資産分類は何だったのか、という疑問が生ずるが、それは、資産分類の論点として取扱うとして、ここで問題にしなければならないのは、償却原価というものが、事後計算としての会計において位置を占め得ることの理論的根拠である。会計が事後計算であるいじょう、それは、何らかの形で、事後の事実と関連していなければならないが、その点が、主観のれん説によって合理的に説明されているとは言い難いのである。

償却原価という評価規約の理論的根拠は、まだ、主観のれん説によって与えられているとは、言えない。そこで、ホ「満期保有目的有価証券に関する償却原価の理論的根拠」も、依然として究明すべき課題のひとつなのである。

以上のように、一般的適用性否定の局面にも種々の問題点があるが、その原因は、事業制約性の有無というメルクマールの内容・意義が不明なことにある。そこで、へ「事業制約性の有無という要件の損益計算上の意義」をも、ひとつの問題点として取り上げなければならない。

### (3) 入帳規約

最後に、入帳規約の論理的整合性の欠如についても取り上げなければならない。これが直接的に顕れているのは、金融資産であるが、この資産カテゴリーの入帳規約の理論的根拠が明らかになっていないのである。しかし、そのことは、実は、事業資産の入帳規約の理論的根拠が解明されていない、ということの裏返しにすぎない。したがって、金融資産および事業資産共に、その入帳規約の理論的根拠を検討しなくてはならないのである。ここで、とりあえず、主観のれん説における入帳規約と期末規約との関係を纏めておこう。

〈図表 6〉

		購入時	期末時
配分スキーム	商 品	取得原価	取得原価
	貸付金	取得原価	償却原価
	割引債	取得原価	償却原価
評価スキーム	有価証券	取得原価	売却時価

現行会計実践においては、財務諸表は、言うまでもなく、棚卸法によってではなく、複式簿記に基づく誘導法によって作成されている。したがって、こと説明理論の構築を企図するかぎり、会計理論にしても、このことを前提にして、その全プロセスを合理的に説明しなければならないはずである。

そうした視点からするかぎり、上図において、金融資産に関する購入時と期末時との整合性の欠如を問題にせざるを得ない。つまり、償却原価というのは、その名称からして、支出額系統の数値のような錯覚を与えてしまうが、しかし、それは、理論的には誤りである。その本質は、収入額系統の数値なのである。したがって、償却原価という名称は、けっして妥当ではない。それはともかく、金融資産については、その購入時には、取得原価、つまり支出額系統の数値なのに、期末時には、いずれも「償却原価」・売却時価といった収入額系統の数値にいわば変質してしまっているのである。これは、どのように理解したらよいのであろうか。会計上の利益が、上述のように、複式簿記を前提にして、勘定を辿ることによって算出されるものであるかぎり、その勘定は、純粋性を具えていなければならない。したがって、勘定が収容する実体が異質なものになった場合には、それにそぐう別の勘定に収容されなければならない。そのように、原則としては、異質な実体は別の勘定に収容され、したがって、特定の勘定についてみれば、同質の実体が収容されなくてはならない。そうした意味において、勘定は、純粋性を具えていなければならないのである。そのことによって、複式簿記のプロセスの合理的説明が、可能になるのである。混

合勘定が排除されてきたのは、正にそのことの顕れでと言ってよいであろう。

しかるに、入帳規約と期末規約とに上図のような断絶があるかぎり、金融資産勘定について、その数値が支出額系統から収入額系統にいわば変質することになってしまうが、そのことを、主観のれん説はどのように説明するのであろうか。ごく素朴に考えれば、まず第1に、その変質が何時生じたのかといった疑問が湧出する。金融資産を購入したとき、所与の条件はまったく変わっていないのに、変質が生じた時点を特定することなど、そもそも可能なのであろうか。さらに第2に、どこかで変質したとしても、その時点で、何らかの収支差額が生ずるとみなければならない。これを、主観のれん説はどのように説明するのであろうか。収支差額が生ずるのは、犠牲（収支額系統）と成果（収入額系統）との交換を不可欠とする価値生産活動においてなのではないだろうか。すなわち、市場生産のもとでは、他者の欲望充足のために価値生産を行なう。したがって、そこでは、不可避免的に、生産された財の引渡と対価獲得との交換が必要になる。つまり、犠牲（支出額系統）と成果（収入額系統）との交換により、収支差額としての利益が生ずることになる。しかるに、金融資産というものは、そうした価値生産を行なうものではないし、人間労働力によって産み出されたものでもない。それは、言うまでもなく、資本の貸与活動により、時間的報酬の獲得を企図するものに他ならない。貸与した元本は、基本的には戻ってくるのであって、価値生産活動におけるような犠牲を意味するものではない。その金融資産に、収支差額としての利益が生じるということなど、あり得ないと筆者は考えている。

この2点につき、主観のれん説は、まったく説明していない。つまり、主観のれん説においては、入帳規約と期末規約との整合性といったことは、まったく理論的検討の視野に入っていないようである。そうであれば、事業資産における整合性も、いわば偶然の所産なのかもしれない<sup>1)</sup>。いずれにしても、事業資産および金融資産のいずれにおいても、その入帳規約の理論的根拠は、主観のれん説によっては、まったく与えられていないのである。そこで、ト「入帳規約の理論的根拠」の問題を組上に載せざるを得ないわけである。

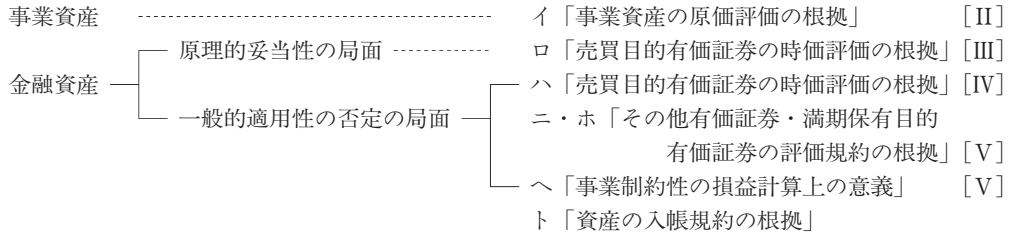
主観のれん説の評価規約については、以上のような検討課題があると筆者は考えているが、それを一表化し、かつ、以下での論述の個所を〔 〕で示せば、図表7のようになる。

以上の論点のうちト「資産の入帳規約の根拠」は、拙稿「主観のれん説の総合的検討——収益・利得の認識規約（2）——」（『三田商学研究』第49巻第4号）で取り上げたので、本稿では割愛する。したがって、イからへまでを取り上げるが、それらの評価規約にかかわる問題点を突き詰めれば、金融資産の時価評価に関する原理的妥当性と一般的適用性の否定という屈折した論理にあると言ってよいであろう。しかるに、主観のれん説は、その関係につき、まったく説明していないのである。そこで、「原理的妥当性と一般的適用性否定との関係」も取り上げなければなら

1) 現に、例えば減損を行なった場合には、主観のれん説によれば、割引現在価値で評価されることになってしまうようであるが、この割引現在価値は、収入額系統に属するのである。そこには、事業資産について、支出額系統の数値で貫徹されなければならない、という確固とした理念があるとは思われない。設備資産が収入額系統に属する割引現在価値で測定されてしまったら、原価計算（支出額系統の数値による製品原価の計算）が不可能になってしまうことに対する危機感など、まるで感じられない。

収入額系統の数値と支出額系統の数値との峻別ということなど、まったく視野に入っていないようである。

〈図表 7〉



ないが、この点は、主観のれん説の基本的特質になっていると言ってよいであろう。

## II 事業資産の取得原価評価の根拠

まず事業資産の取得原価評価の理論的根拠であるが、結論的には、主観のれん説の説明では、事業資産がなぜ取得原価で評価されるべきなのか、筆者には理解し難い。

もっとも、商品等については、伝統的に取得原価で評価されてきたが、その点には、今日においても、格別の異議は唱えられていない。つまり、今日の批判の対象は、もっぱら有価証券等のいわゆる金融資産が伝統的には取得原価評価されてきた点に向けられており、商品等を取得原価で評価することは、現代会計理論においても、ひとつの常識とみなされていると言ってよいであろう。そのかぎりにおいて、上記したような事業資産の取得原価評価という帰結は、きわめて当然のこともみえるであろう。しかし、主観のれん説が、売買目的有価証券等の時価評価を認めるべく、(伝統的な貨幣性資産・費用性資産分類に代えて)事業資産・金融資産という分類枠組を新たに導入したいじょう、問題は、主観のれん説における事業資産の概念規定から論理的にそうした帰結が導出できるかどうかである。あるいは、そうしたいわば今日の常識を、主観のれん説が採用した資産分類の内在的論理によって合理的に説明できるかどうかである。会計理論としては、その点を検討しておかなくてはならないはずである。

そこで、(1)において、まず事業資産の取得原価評価に関する主張に、きわめて大きな論理的飛躍があることを明らかにする。そして、そのことに起因して、主観のれん説の体系に論理的整合性が欠如してしまったことを(2)において究明する。そうした検討結果によれば、主観のれん説の論理からすれば、事業資産は、取得原価で評価されることはないというのが筆者の結論である。そうであれば、当然のことに、主観のれん説の論理にそぐう事業資産の評価基準は何か、ということを俎上に載せなければならない。その点を(3)で検討することとしたい。そして最後に、そうした理論的欠陥が生じた原因を(4)で瞥見することとしたい。

### (1) 論理的飛躍の存在

事業資産の取得原価評価に関する主観のれん説の主張には、あまりに大きな論理的飛躍があるように筆者には思われるので、以下、その点を検討する。

主観のれん説における事業資産の原価評価導出の論理は、おそらく、 $\langle [(将来の期待キャッシュフロー) \text{割引現在価値} \neq \text{売却時価}] \rightarrow [\text{事業資産の期末評価} \neq \text{売却時価}] \rightarrow [\text{事業資産の期末評価} = \text{取得原価}] \rangle$  といった形式で描けるのではないだろうか。もっとも、主観のれん説においては、そうした理論的根拠あるいは概念間の関係が必ずしも明示されていないので、定かではないが、当面、そのように推定しておこう。そうした推定を前提にすれば、前段の  $\langle [(将来の期待キャッシュフロー) \text{割引現在価値} \neq \text{売却時価}] \rightarrow [\text{事業資産の期末評価} \neq \text{売却時価}] \rangle$  についても、後段の  $\langle [\text{事業資産の期末評価} \neq \text{売却時価}] \rightarrow [\text{事業資産の期末評価} = \text{取得原価}] \rangle$  についても、問題なしとしない。

まず前段であるが、これは、厳密には、 $\langle [\text{企業価値評価という事前計算} : \text{事業資産の割引現在価値} \neq \text{売却時価}] \rightarrow [\text{会計という事後計算} : \text{事業資産の期末評価} \neq \text{売却時価}] \rangle$  ということなのではないだろうか。ここでは、矢印をはさんだふたつの命題間に事前計算と事後計算という相違がある点に留意しなくてはならない。すなわち、 $\langle [(将来の期待キャッシュフロー) \text{割引現在価値} \neq \text{売却時価}] \rangle$  という事業資産に関する命題は、本来、企業価値評価という事前計算において定式化されたものであろう。そうであれば、この要件の含意だけを成心なく凝視すれば、この要件から論理的に言い得ることは、「事前計算として企業価値を評価するためには、事業資産に関する売却時価は不適合である」、あるいは「事業資産に関して、売却時価では、事前計算としての企業価値を評価できない」ということだけなのではないだろうか。したがって、「事業資産を売却時価で評価してはいけない」という命題が導出できるのは、企業会計も事前計算としての企業価値評価を行なう、ということが前提とされている場合においてだけであろう。しかるに、企業会計は、主観のれん説においても、損益計算としての事後計算と規定されており、したがって、企業価値評価という事前計算そのものを自己の課題としているものではないいじょう、事前計算では  $[\text{割引現在価値} \neq \text{売却時価}]$  だからと言って、論理的には、事後計算としての企業会計において売却時価で評価してはいけない、という命題が導出できるわけのものではない。そこには、大きな論理的飛躍があると言わざるを得ないのである。

もっとも、企業会計は事後計算の体系であるとしても、主観のれん説においては、「事前の期待を事後の事実によって確認する」という意味でのそれとして理解されているいじょう、たしかに、事前の期待つまり企業価値評価とも無関係ではないのかもしれない。しかしながら、その場合には、事後計算としての企業会計が、事前の期待あるいは企業価値評価というものをどのようにその計算機構に組み込むのか、あるいは企業会計が、その計算機構において、事後計算と事前計算とをどのように関係づけるのか、ということがまずもって問われなければならない。しかしながら、主観のれん説では、このことに関する考察が、まったくなされていないのである。理論的には、その点に大きな問題があると言わざるを得ない。

それはともかく、この事前計算と事後計算との関係を計算機構に即して構想するという場合、その計算機構としては、言うまでもなく複式簿記を予定しなければならぬであろう。したがって、事後計算と事前計算との関係は、この複式簿記機構に即して具体的に構想されなければならない

ない理である。この具体的（オペレイショナルリスティック）にという点が、重要である。なぜなら、複式簿記機構におけるその関係づけの仕方が、資産の評価規約にも影響を及ぼす可能性があるからである。つまり、観念的に記述するかぎりは、一様に「事前の期待を事後の事実によって確認する」ということになってしまうとしても、しかし、実は、複式簿記における事前の期待と事後の事実との結びつけ方は、多種多様であり、しかも、それによって評価規約が異なり得るのである。したがって、その関係を複式簿記機構に即して具体的に描かないかぎり、そうした観念的な記述だけでは、企業会計における資産評価の規約を形成することは、およそ不可能であろう。

そこで、この点を具体的にみておこう。まず標準原価計算を考えてみよう。この標準原価というのは、いわば将来の期待に相当すると言ってよいであろうが、標準原価計算においては、言うまでもなく、この標準原価そのものが、複式簿記における勘定に組み込まれるのである。もちろん最終的には、実際原価との照合により、事後の事実に戻され、事後計算の体系になるのであるが、しかし、標準原価と実際原価との照合にしても複式簿記上の勘定においてなされ、したがって、その差異も、原価差異という勘定に収容される。そのことによって、資産そのものは、継続的に標準原価で評価されることになる。この標準原価計算のように、将来の期待（標準原価）自体が事後計算の体系に組込まれる場合には、将来の期待（標準原価）が資産評価に影響を及ぼしているわけである。

将来の期待（事前計算）と事後計算とがこうした形で結びついている形態もあり得るのであるが、それでは、予算の場合などには、どうであろうか。現実の経済活動は、この予算数値を指標にして統制されているとみてよいであろう。したがって、予算数値は、将来の期待に相当するわけであるが、しかし、今日、一般的には、複式簿記の勘定そのものには反映されないようである。つまり予算と実算との照合は、複式簿記機構の外部において行なわれ、その差額にしても、勘定上においてではなく、複式簿記外においていわば統計的に算出されるのである。こうした形態の場合であっても、将来の期待を事後の事実によって確認している、と言ってもよいであろう。しかし、そこでは、将来の期待（予算数値）は、企業会計における勘定には反映されないのであるから、資産評価にも影響を及ぼさないということになろう。主観のれん説の想定している事後計算と事前計算との関係は、このような形態なのではないかとも思われるのである。

以上では、標準原価計算および予算という二例によって考えてみたが、現実の事前計算と事後計算との複式簿記上の関係は、さらに多種多様であろう。そして、その相違は、多かれ少なかれ資産の評価規約にも影響を及ぼすと思われるのである。そのように考えれば、「事前の期待を事後の事実によって確認する」といった観念的な記述だけでは、会計における資産評価を規定するために、およそ不十分である。将来の期待（将来のキャッシュフロー）が事後の事実とどのようにかわりあうのかを、複式簿記機構に即して具体的に描かないかぎり、企業会計という事後計算における事業資産の評価規約にしても、定まらないのではないだろうか。

いずれにしても、そうした点を検討することなく、[(将来の期待キャッシュフローの) 割引現在価値 ≠ 売却時価] という事業資産の要件から、事後計算としての企業会計において、事業資産は売却時価で評価されるべきはない、という命題を導出することは、論理的にあまりに大きな飛躍

があると言わざるを得ない。

次に後段の〈[事業資産の期末評価≠売却時価]→[事業資産の期末評価=取得原価]〉の論理的関連にも、問題なしとしない。すなわち、事業資産の期末評価について、仮に売却時価による評価が理論的に否定されたとしても、そのことから、どうして、伝統的会計で採用されていた取得原価評価を適用できるのであろうか。この点、斎藤は、「実物投資の成果はキャッシュフローを待たなければ決められない」（斎藤 [1995a] 42ページ）いじょう、「利益の実現とか原価の配分といった概念が、そこでは依然として意味をもつ」（斎藤 [1995a] 42ページ、傍点は笠井）と述べている。つまり、事業資産には、伝統的な会計の枠組における原価主義が適用可能ということのようである。なぜ依然として意味をもつのか、筆者が知りたいのは、その理由であるが、その点についても、一切、説明されていない。結論的には、売却時価の否定と取得原価の導入とは、深い断絶があるにもかかわらず、斎藤は、それをいわば無視することによって、あまりにも大きな論理的飛躍を敢行してしまったように筆者には思われる。

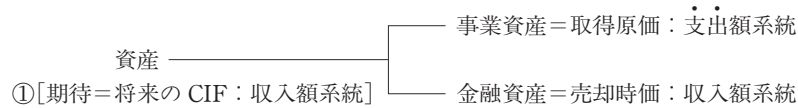
以上のように、斎藤のここでの主張には、理論的に認め難い論理的飛躍がみられるのである。そのために、主観のれん説には、その体系内に、理論的整合性の欠如がもたらされてしまったのである。そこで、その点を（2）において検討しよう。

## （2）理論的整合性の欠如の存在

そもそも、事業資産の取得原価での評価が、主観のれん説の体系に位置を占めることなど、理論的に可能なのであろうか。結論的には、とうてい、不可能であるように筆者には思われる。それにもかかわらず、取得原価を導入してしまったために、第1に主観のれん説内における論理的整合性の喪失、および第2に主観のれん説の枠組において、その固有の事業資産・金融資産分類と（伝統的会計理論の枠組における）貨幣性資産・費用性資産分類との相克というふたつの問題が生じてしまったと筆者は考えている。この両者は、いわば表裏の関係にあると言ってよいが、以下、その2点を検討しよう。

まず第1であるが、具体的に言えば、（事前計算から導出された）事業資産の本質規定と（事後計算から導出された）事業資産の評価規約とに自己矛盾が生じてしまっているのである。すなわち、事業資産と金融資産という資産分類は、事前計算としての企業価値評価という発想に由来している。したがって、そこでのすべての資産概念が、将来キャッシュインフローとのかかわりで定義されているいじょう、事業資産にしても、将来キャッシュインフローとして規定されざるを得ない。それに対して、取得原価というのは、事後計算としての伝統的会計理論において形成された概念であり、言うまでもなくキャッシュアウトフローにかかわっている。事業資産の本質規定とその評価規約とは、明らかにその素性を異にしている。そうであれば、キャッシュインフロー（収入額系統）という事業資産の本質規定から、キャッシュアウトフローとしての取得原価（支出額系統）という評価規約を演繹することなど、理論的には不可能のように筆者には思われるのである。

〈図表 8〉



次に第2の問題であるが、伝統的会計理論における貨幣性資産・費用性資産分類は、言うまでもなく時価評価否定という発想のもとで形成されたものであり、それに依拠して、費用性資産は、取得原価とされたのであった。それに対して、主観のれん説は、そうした伝統的会計理論の発想を否定し、逆に時価評価を肯定するという発想のもとに、事業資産・金融資産という分類を形成したのではないだろうか。すなわち、貨幣性資産・費用性資産分類と事業資産・金融資産分類とは、外延的にはかなり相似性があるとは言え、その発想をまったく異にしているのである。そうであれば、伝統的会計理論における費用性資産の取得原価評価をそのまま事業資産に援用することなど、理論的にはおよそ不可能なのではないだろうか。

主観のれん説が事業資産・金融資産という資産分類を立論の基礎に据えたいじょう、首尾一貫した理論体系を構築しようとするかぎり、ひとまず伝統的会計理論の枠組を離れ、事前計算としての事業資産・金融資産分類を事後計算にどのように組込むかという作業を、つまり事業資産・金融資産分類の発想に基づく事後計算の枠組を再構築するという作業を、まずもって行なうべきだったのではないだろうか。そうした事後計算における損益計算の全体的枠組が明確に定式化されないかぎり、事業資産の評価規約は、定まらないのではないだろうか。

このように、事業資産の事後計算上の評価原則を定めるためには、改めて、事業資産・金融資産分類に依拠した事後計算としての企業会計の全体的枠組を明らかにしなければならないはずなのである。その場合、伝統的ないわゆる取得原価主義会計は、もっぱら価値生産活動だけを念頭において、構想されていた。企業の経済活動を生産販売だけに限定してよいのであれば、取得原価主義会計は、それなりの合理性をもっていたとも言えないではない。そのかぎりにおいては、ことさら時価評価を導入するまでもないということになろう。そのことを逆に言えば、もし時価評価を導入するともなれば、価値生産活動だけを想定して、伝統的枠組の弥縫的な是正にとどまることは、許されないとも言えるのではないだろうか。

そうであれば、伝統的な取得原価主義会計（つまり価値生産活動だけを想定する体系）に囚われることなく、新たな発想のもとに、事後計算としての損益計算の全体的枠組を根本的に再構成することが、不可欠である。したがって、そうした全体的枠組の再構成なしに、時価評価ではないということだけから、伝統的な枠組に属する取得原価という結論を導出してしまってよいのか、きわめて疑問である。時価評価の必要性とその導入とは、取得原価だけで糊塗してきた伝統的会計理論（取得原価主義会計論）における損益計算の枠組の限界を示すものに他ならず、伝統的会計理論（取得原価主義会計論）についての根本的再検討が不可欠である。そして、そのうえで、事業資産・金融資産分類に基づく新たな損益計算の全体的枠組を再構築することこそが先決であり、その後、その全体的枠組のもとで事業資産の評価原則を考えるべきなのではないだろうか。



そのように考えるかぎり、時価評価でないという命題から、そうした全体的枠組を再構想することなく伝統的枠組に回帰し、取得原価評価という結論を導出したことは、筆者には、とうてい理解し難い。

事業資産の原価評価の理論的根拠は、主観のれん説によっては、まったく与えられていない。そこで、筆者なりに、その点を考えなくてはならない。

### (3) 主観のれん説にそぐう事業資産の評価規約

以上の検討結果によれば、事業資産の評価規約は、主観のれん説みずからが主張するような取得原価ではあり得ない。それでは、事業資産の評価は、主観のれん説の論理からすれば、どのようになるべきなのであろうか。そのことは、本来、主観のれん説を信奉する論者の課題であろう。しかし、主観のれん説の主張を否定するだけでは生産的ではないので、ここで、主観のれん説の視点にたち、事業資産のあるべき評価規約（理想型）を考えることとしたい。ただし、この点は、改めて、別稿において、複式簿記機構に即しつつ詳細に論ずる予定なので、ここでは、必要なかぎりのことにとどめておこう。

今日の会計実践においては、言うまでもなく複式簿記機構が利用されており、したがって、財務諸表にしても、期中の記録から誘導的に作成されている。つまり、あくまでいわゆる誘導法による財務諸表の作成が前提とされており、期末において、期中記録とは独立に、財務諸表がいわば突然作成されるわけのものではない。そこでは、期中の記録の結果として財務諸表数値がいわば自動的に導出されるいじょう、この期中の処理過程を探ることが、もっとも重要なことと言えないこともない。ここでは、そうした発想に基づいて具体的に検討することにしよう。

いま1年後に105のキャッシュフローが期待できる商品を現金90で購入したとする（つまり時価は90）。資本コストを5%とすれば、この将来キャッシュフロー105の割引現在価値は100であるから、主観のれん額は10になる。つまり、[当該企業固有の（割引かれた）将来期待収入額100＝市場平均の期待収入額（売却時価額）90＋当該企業固有の主観のれん額（超過期待収入額10）]という関係が成立する。

そこで、この購入時の仕訳を考えてみよう。事前計算においては、[(借方) 商品100, (貸方) 現金90, 主観のれん10]となるが、この場合、主観のれん10は、損益計算の要素とみなされ、損益計算書に計上されることになる。しかし、会計は事後計算であるから、この主観のれん10は、言うまでもなく、購入時点では未実現である。したがって、会計という事後計算においては、その仕訳は、[(借方) 商品100, (貸方) 現金90, 未実現主観のれん10]となるが、この未実現主観のれん10は、当然損益計算書に計上することはできず、貸借対照表に計上せざるを得ない。したがって、もし商品から直接差し引いてしまえば、仕訳は、[(借方) 商品90, (貸方) 現金90]となる。この仕訳における商品90は、形式的には、現金90が割当てられた取得原価とも解釈できるが、しかし、上記のように事前計算における企業価値評価の発想を継承したものとみるかぎり、購入時における市場平均の期待収入額（売却時価額）90と理解されなければならない。すなわち、上記の関係式における右辺第2項を移項すれば、[当該企業固有の（割引かれた）将来期待収入額

100—主観のれん額（当該企業固有の超過期待収入額）10＝市場平均の期待収入額（売却時価額）90] となるが、この式からすれば、そのように理解せざるを得ないように筆者には思われる。

かくして、商品に割当てられた数値90は、主観のれん説のそもそもの発想からすれば、けっして支出額（購入時価）ではなく、収入額（売却時価）と理解されなければならない。量的には同じであるとしても、その本質は、根本的に異なったものと理解しなければならないのではないだろうか。企業価値評価という事前計算の発想に則り、資産をキャッシュインフローとして定義するかぎり、事業資産の取得原価が論理的に導出できるとは筆者には思われぬ。数値的には同一であるとしても、あくまでも、購入時点の売却時価でなければならないのである。

#### （4）問題の生じた原因

以上のような検討によれば、主観のれん説においては、事前計算と事後計算との関係づけおよび期中規約と期末規約との関係づけという視点が欠落しているように思われる。すなわち、前者については、事前計算の概念が、事後計算に援用可能なのかどうかといった吟味をすることなく、事後計算に組み込まれてしまっているのである。そこには、事前計算と事後計算との関係を問うといった発想は、まったく感じられないのである。また後者についても、入帳規約と期末規約とが、まったく別個に形成され、その両者の論理的整合性をはかるといった問題意識は、まったく感得できないと言ってよいであろう。つまり、もっぱら、出来上がったものとしての財務諸表（における利益）と、投資家（の意思決定）との関係という語用論レベルのことだけに関心があり、そうした財務諸表（における利益）が、複式簿記機構における期中処理によって作成されるプロセスなど、まったく視野に入っていないということである。筆者の用語法で言えば、財務諸表中心観とでもいうべき立場に依拠しており、そのかぎり、誘導法による財務諸表作成過程を重視する記録中心観とは対極に位置しているのである。

主観のれん説には、このように、ふたつの関係づけの欠落がみられるのであるが、その原因を遡れば、部分の論理しか視野に入っていないこと、および観念的な記述しかなされていないことというふたつの問題点に行き着くであろう。まず前者についてみれば、素性の異なる体系の概念が、全体との関連なしに、該当しそうな個所にそのまま援用されてしまっているのである。ここでは、全体として首尾一貫しているかを問う全体の論理が、視野に入っていない。理論というのが首尾一貫した全体である、ということがまったく看過されていると言わざるを得ない。

また、後者にしても、「事前の期待の事後の事実による確認」といった表現に象徴されるように、そうした命題が複式簿記機構のなかでどのような意味をもっているか、という検討がまったくなされていないのである。そのことは、複式簿記機構が理論構築の枠組からまったく欠落している、ということを端的に物語っている。そして、その根底には、「複式簿記のような技術的機構は、（投資家の企業評価のために、認識対象を選択し情報へと変換することに）役立つかぎりでは使われているはずであり、役に立たなくなれば使われなくなる」といった複式簿記観、つまり複式簿記は使い道を離れた道具にしかすぎないといった見方が潜んでいるとみてよいであろう。

しかし、筆者の視点からすれば、こうした複式簿記観のために、上述したような諸々の理論的

問題点が噴出したのである。こと説明理論の構築を企図するかぎり、現行会計実践における財務諸表が複式簿記を前提にした誘導法によって作成されている、という事実は捨象できない。「真理が全体である」かぎり、そうした財務諸表のプロセスを含む全体が、合理的に説明されなくてはならない理である。そうであれば、現行会計実践の説明を企図するかぎり、複式簿記は、使い道を離れた道具などではない。いかに技術的機構ではあれ、会計理論は、複式簿記のプロセス全体の合理的説明を不可欠の内容としなければならないはずである。そうした思考を欠いた主観のれん説が、首尾一貫した体系の構築に失敗したことは、筆者の視点からすれば、ある意味でごく当然のこととも言えるのである。

#### 参 考 文 献

- 斎藤 [1995b]：斎藤静樹稿「債券投資の成果と償却原価法」『企業会計』第47巻第6号  
斎藤 [1999b]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』（東京大学出版会）